

「富士市いじめ防止基本方針」 を策定しました

「富士市いじめ防止基本方針」掲載リンク先

富士市ウェブサイトアドレス <http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

トップページ ▶ くらしと市政 ▶ 教育・文化・スポーツ ▶ 学校教育 ▶ 教育委員会の取組

「いじめ」は全ての児童生徒に関する問題です。「富士市いじめ防止基本方針」は国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本市の実状を鑑みて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。

このリーフレットは、保護者の皆様に「いじめ」について理解を深めていただくとともに、児童生徒が安心して生活を送ることができるよう、学校と保護者や地域の皆様が一体となっていじめ防止に取り組んでいくための参考となるよう作成しました。

1 どのような「いじめ」が起こっているのでしょうか？

冷やかし、
からかい、悪口

ぶつかる、
叩く

仲間はずれ、
無視

金品のたかり

物を隠す、
壊す、捨てる

嫌なことをする、
危険なことをさせる

ネット上のいじめ
LINEなどのSNS
・誹謗中傷をする
・個人情報の掲載
・虚偽内容の掲載など

Aさんの行為は「いじめ」に該当するのでしょうか？

事例 AさんはクラスメイトのBさんに「もっと友達と積極的に話した方がいいよ。」と助言をしたつもりだったが、対人関係に悩んでいたBさんは、その言葉で深く傷ついた。

法律 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

根拠 ① Bさんは、Aさんと一定の人的関係にある。
② Aさんの行為はBさんに心理的な影響を与えた行為であると判断できる。
③ Bさんが心身の苦痛を感じている。

→ Aさんの行為は「いじめ」と判断できる。

国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「いじめ」は執拗な嫌がらせや暴力だけでなく、ちょっとした冗談のつもりでやったことや、良かれと思ってやった行為であっても、その行為を受けた子どもが苦痛を感じているのであれば、それは「いじめ」と捉えます。

これは、ほんの些細な行為であったとしても予期せぬ方向に推移し、重大な事態にまで発展してしまうこともあるため、いじめを従来よりも幅広く捉えるように定義しています。

※ いじめは、誰もが被害者にも加害者にもなり得ます。

相手の心を十分に考え、思いやりを持った発言や行動を心掛けることが必要です。

他人事ではなく、自分事として考えていくことが大切です。

学校や市は、初期の段階で積極的にいじめを認知し、早期に対応することで、「重大ないじめ」とならないよう取り組んでいきます。

2 お子さんにいつもと違う様子はありませんか？

子どもの変化チェックリスト

(気になることがある場合には、まず、子どもに寄り添って話を聴いてあげてください。)

体の調子



- 食欲がない。
- 体調が悪い。（頭痛・腹痛・吐き気など）
- 朝になると体調が悪くなる。
- 理由を言わないアザや傷跡がある。
- 遅刻が多くなる。

就寝の様子



- 寝つきが悪そう。
- 夜中に何度も目を覚ます。
- うなされている。

持ち物の様子



- お小遣いが早くなっている。
- 与えていない物を持っている。
- 携帯などに敏感に反応する。（逆に見なくなる）
- 家のお金を持ち出している。
- 服が不自然に汚れている。
- 持ち物がよくなっている。壊れている。

表情や態度



- いつもより表情がさえない。
- 言葉数が少ない。
- 学校に行くことを嫌がる。
- 些細なことでイライラする。人や物にあたる。
- 言葉遣いが悪い。
- 人を中傷する言動が目立つ。
- 外に出たがらない。

3 お子さんが話をしてきたり、相談したりしてきたら・・・

お子さんが相談してきたときには、安心して話せる場をつくり、話を聴いてあげてください。

お子さんが困ったことを相談することは、とても勇気がいることです。

子どもの話を聴き

子どもの思いを受け止め

心の支えになる

4 どこに相談すればよいのでしょうか？

まず、悩むことなく**学校に相談してください。相談しやすい先生で構いません。**

また、学校以外にも相談窓口があります。

相談機関	電話番号
富士市教育委員会 学校教育課	55-2869
子どもなんでも相談 富士市こども家庭課	55-2764
ほっとテレfon・ふじ 富士市青少年相談センター	51-3741
全国児童相談所 全国共通ダイヤル	189

相談機関	電話番号
いじめSOS 富士市ウェブサイト内	http://www.city.fuji.shizuoka.jp
24時間子供SOSダイヤル 静岡県総合教育センター	0120-0-78310
少年サポートセンター 富士警察署生活安全課	0120-783-410